

豊川市立御津南部小学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成30年度4月に改訂された豊川市いじめ防止基本方針を受け、御津南部小学校いじめ防止基本方針を制定する。

1 いじめについての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に関する基本理念

- 「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という認識を、すべての子どもと教職員がもち、いじめ防止等の対策に取り組む。
- 「いじめはどこでも、どの子どもにも起こりうる」という認識を、すべての子どもと教職員がもち、いじめ防止等の対策に取り組む。
- いじめは、学校と家庭・地域社会・学校・関係機関が連携して取り組むべき問題であると認識し、いじめ防止等の対策に取り組む。

2 いじめの防止対策

(1) いじめの未然防止

「いじめはどこでも、どの子どもにも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめ問題の克服のために、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組をする。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。社会全体で、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提だと認識し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する努力をすべての教職員がする。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したとき、いじめを受けた児童生徒の安全をまず確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で個別の指導を徹底する。双方の家庭にいじめの実態や経緯と指導内容等について連絡し、協力を求める等、速やかに組織的に対応する。

(4) 家庭の役割と連携

保護者は、子どもの教育に責任をもつことを改めて認識し、自分の子どもがいじめを行うことがないよう指導するにはたらきかける。また、日頃からあたたかい家庭関係を築き、子どもの小さな変化を見逃さないように、学校だよりや懇談会などを通して、働きかける。そして、地域社会の一員として学校・関係機関等と連携し、いじめ防止等に努めることができるようにする。

(5) 地域の役割と連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭や地域とがいじめの問題について連携した対策を推進できるような組織づくりや活動を行う。

(6) 関係機関との連携

いじめ問題の背景に複雑な要因が絡むケースもあるので、平素から関係機関との連携を密にする。いじめめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携し、事案の早期解決に努める。

(7) 「児童生活サポート委員会」の設置

いじめの兆候をとらえ未然に防いだり、児童からの訴えに対し、迅速に対応したりする。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、通級担当等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

《委員会の役割》

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
 - ・日常的な児童との触れ合いや観察から、いじめの早期発見に努め、情報交換する。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
 - ・学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じてミニサポート委員会を開いたり、関係機関との連携を図ったりする。
 - ・問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、マニュアルをもとに早期発見に努める。定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

(1) 未然防止

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 特に配慮が必要な児童に対して、日常的な観察を続けるとともに、本人との会話を密にし、学級内や通学団等で置かれた状況の把握に努める。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・帰国した児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向、性自認にかかわる課題をもつ児童
 - ・震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童
 - ・その他、置かれた立場や身体の状態等、マイノリティの立場にある児童

(2) 早期発見

- ① 児童にすすんで関わって、日常の様子を温かく観察するとともに、ちょっとした言動、表情などあらゆる機会、方法等を通して、児童の心の変化に気づくように努める。
- ② いじめアンケート及びそれをもとにした教育相談を定期的実施（年3回以上）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。※アンケートは、保存していく。
- ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりはもちろんのこと、保護者との信頼関係づくりにも努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) 対処

「報告・連絡・相談」を徹底するとともに、マニュアルをもとに、初期段階からチーム対応をする。

- ① いじめの発見・通報を受けたら臨時の「児童生活サポート委員会」をすぐに開催し、組織的に早急に対応する。
- ② 事実や経緯を十分把握した上で、当該児童がさらなる被害を受けることのないように対応する。
- ③ 得られた情報、行った対応等は時系列を追ってきちんと記録をとり、関係者で情報を共有しながら適切な取り組みが常に行われていくように努める。
- ④ 危害を加えている児童には教育的配慮のもと、加害行為に対しては毅然とした姿勢で指導するとともに、加害行為のもとになっている心的要因や養育状況等を把握しながら適切な支援を行う。
- ⑤ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑥ いじめが起きた学級、学年、または通学班等の生活集団へのはたらきかけを行い、なぜいじめが起きたのか、どうすればよかったのか等を考えさせ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団になるように指導する。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応については、ネット上の運営者に連絡・依頼等を行うとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携を進める。

【いじめ解消の判断】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- 1 いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

(4) 改善

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

<1年間のPDCA>

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| P 豊川市立御津南部小学校いじめ防止基本方針の周知 | 4・5月 |
| D 基本方針に基づく具体的な実施期間 | 4月～3月 |
| C 「学校評価」において見直し（各担任・学年・各分署・学校全体・諸団体等） | 1月 |
| A 改善、改定期間 | 2月 |

*上記はあくまでも大枠であり、状況に応じ、さらに短い期間でPDCAサイクルによる見直しを図る。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間（年間30日を目安とする）にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

また、全職員が『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』を持ち、内容を把握し、重大事態が起こったときにガイドラインに沿った動きが共同的にとれるようにする。